平成２４年（フ）第６９号
佐賀県伊万里市立花町3353番地３
債務者　花田　雅雄
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第７４号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙544番地　マルイアパート２号
債務者　南里　孝子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第２５９号
熊本市西区池田１丁目16番76号　エクシードハイツ101号室
債務者　川上　弘子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６８号
熊本県上天草市大矢野町中3873番地２　江口梅子方、前住所熊本県上天草市大矢野町上1977番地２
債務者　植盛　武文
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２７０号
熊本市中央区京町１丁目３番10号　モクレンハイツ202号
債務者　大岡　康治
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２７１号
熊本市西区花園２丁目14番21―402号
債務者　大岡　明代
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２７８号
熊本市中央区八王寺町８番19号
債務者　西　ハツ子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３号
熊本県水俣市洗切町７番18号
債務者　渕上　　力
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第７７号
宮崎県日向市大字富高6874番地１
債務者　溝渕　奈美
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第６１号
福島県郡山市富田町字後久保50番地の１
債務者　脇　ひとみ
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
兵庫県伊丹市鴻池２丁目11番４―207号
債務者　松尾　安彦
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２５０号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目29番13号メゾンマルミ武庫之荘501号
債務者　前田　幸一
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２６２号
兵庫県尼崎市西立花町４丁目１番３―301号
債務者　吉田　達美
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２６６号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町２丁目12番21号
債務者　佐々木春子（旧姓上杉）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２８６号
兵庫県西宮市名塩赤坂11番26号
債務者　鞘野　正弘
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２９１号
兵庫県尼崎市武庫町１丁目33番３号　キューブ武庫川Ⅵ301号
債務者　三村　雄甫
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７０号
東京都中央区佃２丁目11番16号クレストフォルム月島セントラルコート503
債務者　佐藤　清志
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部